

一時立入等にもなう移動費用に係る賠償請求について

トピック1

賠償の制度概要（東京電力 HD(株) 賠償金ご請求書 解説と記入例を参考）

<2024 年（令和 6 年）12 月現在>

1.請求できる方

本件事故時点における生活の本拠が、帰還困難区域、または大熊町もしくは双葉町の居住制限区域もしくは避難指示解除準備区域にあった方

（ただし、避難指示が解除された、特定復興再生拠点区域の方は除く）

2.請求対象費用

- ①一時立入にもなう移動費用
- ②検査受診にもなう移動費用
- ③その他の移動費用
- ※ 適正な賠償推進の観点から東京電力より、ご事情の確認がなされますのでご了承ください。

3.請求額

請求項目	金 額		
交通費	公共交通機関	負担した交通費の実費 （グリーン車など特別な料金は対象外）	
	自家用車	移動距離:15km 未満	330 円
		移動距離:15km 以上	移動距離（km） × 22 円
宿泊費	負担した宿泊費の実費 （一時立入 1 回あたり 2 泊までを目安とし、1 泊あたり 8,000 円を超える場合は具体的な事情の説明が必要）		

- ※ 請求内容に基づき、実際に負担した費用について必要かつ合理的な範囲での支払いとなります。
- ※ 原則 3 ヶ月単位で請求
- ※ 公共交通機関料金、高速道路利用料、宿泊費など実費負担証明のため、領収書を添付する必要があります。

【 裏面へ 】

トピック2 町主催懇談会等に参加した場合の必要書類

町等が主催する町政懇談会や意見交換会などは、トピック1の2.請求対象費用 ③その他の移動費用に該当します。

○ 必要書類

- ・参加した会議の開催概要（日時・場所・交通費が支給されていないこと）が確認できる通知文書
 - ・参加したことが証明できる書類
- ※ 町が会議を主催する場合には、出席証明書を発行します。
- ※ 必要に応じて東京電力からご事情を確認されることがあります。

トピック3 請求先・相談先

○ 東京電力コールセンター(原子力損害賠償全般に関して)

☎ 0120 - 926 - 404

受付時間 9:00 ～ 19:00（土・日・祝日以外）

9:00 ～ 17:00（土・日・祝日）

○ 富岡町の公共施設に設ける相談窓口

	学びの森	郡山支所
開設日※	火・木曜日	水曜日
開設時間	10:00 ～ 15:00	

※ 開設日は施設の休館日等によって開設されない場合があります。

本資料の配布日・会議名

2025 年（令和 7 年）1 月 18 日・19 日・20 日開催

第 6 回小良ヶ浜・深谷地区の再生に向けた取組に関する意見交換会